

天神川水系天神川における不法係留船の 簡易代執行について

※1

※2

※1 不法係留船・河川管理者の許可を得ないまま長期に渡り国有地を使用している小型船その他の船舶のことを言います。

※2 簡易代執行・所有者が確認できない物件について、河川管理者が自ら強制的に撤去することを言います(河川法第75条第3項)。

実施要領

目的 河川内において違法(許可を受けず)に国有地を使用している不法係留船は、国有地の不適切な使用の温床となることから、この度天神川において、所有者・管理者が不明で是正指導を行えない船舶1隻について、河川法に基づき河川内から撤去することといたしました。

日時 平成26年8月21日(木) 9:30から

場所 東伯郡北栄町江北(新天神橋下流左岸堤防上)
※別紙参照

対象物件 船舶1隻

その他 少雨決行



平成26年8月13日

問い合わせ先

国土交通省倉吉河川国道事務所

TEL 0858-26-6221

副所長(技) かわ 川 上 小 池

【担当】河川管理課長 小 池 健 三

簡易代執行位置図(H26. 8. 21)



